

毎週火、金曜日発行(但休日に行き届かないときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
 ◇監査公告 昭和三十四年度にかかる倉吉児童相談所等の定期監査の結果公表
 昭和三十四年度にかかる各高等学校の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年七月二十日

鳥取県監査委員 松本利治
 萩原治郎

監査箇所	執行年月日	井上善一	戸田俊巳
倉吉児童相談所	昭和三十五年二月九日		
米子"	同 二十三日		
中央"	同 三月十五日		
西部福祉事務所	同 一月七日		
中部"	同 二十日		
東部"	同 二月十八日		
中部給与事務所	同 二月八日		
西部"	同 二十二日		
東部"	同 三月七日		
科学博物館	同 二月十八日		
鳥取図書館	同 三月九日		
米子"	同 四月十三日		
教育研究所	同 三月十七日		
米子職業訓練所	同 一日		
鳥取"	同 二十四日		

收容	施設	里親		一時保護	計	未	その他
		乳児施設	盲ろうあ施設				
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三
養護施設	養護施設	一五	一五	一、三三五	一、一四四	一、六二八	一、四六三

三 巡回相談について

各所の巡回相談実施状況は、次表のとおりで、米子相談所を除いては増加を示しているが、さらに、学校及び父兄の協力を得て事業の伸長と効率化を期された。

巡回相談実施状況表(四月～二月)

中央	巡回計画		実績		前年実績		比較	
	数	人員	数	人員	数	人員	数	人員
中央	三	一	三	一	三	一	三	一

倉吉	米子	計
一、四九九	一、一五三	二、六四〇

四 活動経費の増額並びに機動力の充実について
各所の旅費のうち、特別旅費及び職員の見習並びに研修に要するものを控除すれば、実質的活動旅費は僅少で、所外活動に支障をきたしている。増額措置につき配慮の要がある。
また、機動力の充実強化については、倉吉のみスク

1 ターの配置がなく業務運営に支障が認められるので、これが早期配車につとめるとともに、その他各所においても、なおいつそう整備充実を図る必要がある。
五 経理その他事務処理に当たっては、おおむね適切と認められたが、次の点に留意検討されたい。

- 一時保護所における給食事務に考究を要するものがあつた。(中央児童相談所)
- 一時保護所の給食に伴う出納簿記帳事務の確実化及び棚卸の励行をはかること。(米子児童相談所)
- 一時保護所の給食に伴う主食出納簿の記帳方法に改善を要するものがあつた。(倉吉児童相談所)

福祉事務所

昭和三十四年度にかかる各福祉事務所の定期監査の結果、その共通的事項は、次のとおりである。

- 生活保護法の適用実施について
- 保護の適用状況は、次表のとおりで、前年度と比較し、被保護世帯及び保護費ともそれぞれ増加して

いる。特に、東部は他所に比較し保護率が極めて高く、十二月末現在で県平均(一九・八九)より一・八二、前年より四・〇一それぞれ上廻っている反面、一人当たりの保護費は、県平均(二、三五四円)より四四七円下廻っていることは、一つの特色となっている。
中部の保護率は、県平均より四・三五低い反面、一人当たりの保護費は各所より上廻っている。
内容的には、各所とも医療扶助の伸びが著しく、特に、結核、精神病の急増のほか、胃腸病、高血圧等増加の傾向を示している。

生活保護法による保護状況表

所別	要項	世帯数	指数	被保護人員	指数	保護率(千分比)	保護費		備考
							金額	一人当り費	
東部	三三年平均	八七	100	二四六六	100	一七・〇〇	四七九、一六四	一八四四	
	三四年四月	九五	一一二	二八八五	二六	二〇・五四	六二四、七七八	二、三九	
中部	三三年平均	五〇	100	一、七六六	100	一五・一五	二、六八、三三六	三、〇三三	
	三四年四月	五五	10六	一、三三四	10五	一五・九五	三、〇五、七三四	二、五九九	
西部	三三年平均	六〇	100	一、六三五	100	一五・六三	三、三〇、一四五	一、八六六	
	三四年四月	六三	10三	一、七七一	10六	一六・六五	三、〇二、〇三三	一、七四三	
	三四年四月	六三	10三	一、七七一	10六	一六・六五	三、〇二、〇三三	一、七四三	
	三四年四月	六三	10三	一、七七一	10六	一六・六五	三、〇二、〇三三	一、七四三	
	三四年四月	六三	10三	一、七七一	10六	一六・六五	三、〇二、〇三三	一、七四三	

(2) 生活保護の新規申請にかかる処理状況は、次表のとおりで、法定処理期間内(特別な理由のある場合は三〇日)を経過したものが約三〇%を占めている。これらの原因は、診療要否意見書の提出遅延並びに他の法律等との調整あるいは、扶養義務者の資産調査等に日時を要するのによるが、根本的には、町村受付後大半が法定期間(五日以内)を経過して

提出し、ために事務所の実質的処理期間が短縮されている実状にかんがみ、これが義務履行方を強力に要請するとともに、早期処理にいつそう努力をされたい。

生活保護新規申請処理状況表

区分	一四日以内		三〇日以内		三〇日以上		未処理		合計	備考
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率		
東部	六四	一四・六八	二〇一	四六・一〇	一四六	三三・四九	二五	五・七三	四三六	一月～二月
中部	一七	一三・〇八	六九	五三・〇八	四〇	三〇・七七	四	三・〇七	一三〇	四月～二月
西部	五九	二七・七〇	九三	四三・六六	五八	二七・二三	三	一・四一	二一三	四月～一月

生活保護新規申請書提出状況表

区分	五日以内		二〇日以内		二〇日以上		直接		合計
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	
東部	一一三	五二・九八	一九八	四五・四一	六	一・三八	一	〇・二三	四三六
中部	七七	五九・二三	三七	二八・四六	七	五・三八	九	六・九三	一三〇
西部	一〇三	四八・三六	七七	三六・一五	四	一・八八	二九	一三・六一	二一三

(3) 月間並びに週間執務計画に基づき実施している定期並びに臨時訪問の階層区分に再検討の余地がある。また、収入認定調査月をかん案し、これが区分の合理化を図り、効率的調査の要がある。

なお、調査回数については、世帯の自立更生指導を重点的に実施するよう検討すべきである。
(4) ケース担当状況は、次表のとおり各所とも全国平均(六、五ケース)を上廻っている状況であるが、

このほか身体障害者並びに措置児童取扱件数を考慮すると、実質的に事務は過重であるので、職員配置の合理化につき、当局は検討の要がある。

なお、中部福祉事務所で、無資格者をしてケース担当せしめていることは考慮の余地がある。

ケース担当状況表 (三四、一末現在)

区分	ケース数	担当員	平均	全国平均との増減		その他
				身障	児童	
東部	九七	一三	七三・六	八・六	七三	三
中部	五五	八	五〇・四	五・四	一〇・四	一〇〇
西部	六三	九	六九・〇	四・〇	一三・九	二六

(5) 福祉活動推進のための機動力増強について

各所の自転車配置状況は、次表のとおりであるが、前回も指摘したとおり耐用年数を経過し、使用不可能なものも多く、年間二台の自転車補充程度では緊需措置或は点的地域における能率的活動に支障が多いと思われるので、オートバイの配車が緊要と認められる。

自転車配置状況表

所別	区分	総台数	使用に耐える合数	
			以前購入分	三四年度購入分
東部	一部	一九	一二	二
中部	一部	一四	三	二
西部	一部	一四	八	一
合計		四七	二二	五

二 社会福祉事業の団体等の育成強化について

社会福祉事業の推進は法外活動の進展を図ることが肝要であるので、社会福祉団体組織の確立、資金の確保等育成強化を図り、自主的活動の向上と活発化及び地域差の是正、さらには、民生(児童)委員研修による資質の向上等、その育成指導にまいつそう努力の要がある。

三 母子福祉資金貸付事業について

(1) 母子福祉資金償還状況は、別表のとおりで各事務所とも償還に努力のあとはうかがわれるが、十二月

末現在における償還率は六二・六%で、また低調であるので、これが回収にまいつそうの努力をされたい。

母子福祉資金償還状況表 (十二月末現在)

事務所別	年度別	現年度			過年度			合計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東部	三三	二、四九九、九四九	一、二四八、四四四	五〇・九	一、三三二、一〇八	三、七七一、〇五七	二七・二	三、六六四、〇六六	一、六三三、〇六六	四四・六
	三四	二、六七三、〇三〇	一、四四一、〇〇六	五三・九	一、六七二、三四	三、三三三、九六一	三三・二	三、三四六、三四〇	一、九五五、四七二	五八・五
	合計	五、一七三、〇〇〇	二、六八九、四五〇	五二・一	三、〇〇四、四五二	七、〇一〇、〇一七	三〇・二	六、一七九、〇一七	三、五八八、五三八	五八・一
中部	三三	一、八二二、八八八	一、三三三、八八五	七三・二	五四一、四四四	二、三六五、三三〇	四八・五	二、九〇七、二二四	一、三〇三、〇〇〇	四四・八
	三四	一、八六六、六四四	一、二五二、二六三	六七・二	五八五、三三三	三、〇一七、六六三	三三・八	二、四〇二、〇〇〇	一、五五五、二六三	六四・七
	合計	三、六八九、五三二	二、五八六、一四八	六九・八	一一二六、七七七	五、三八三、九九三	四一・一	四、八一五、七五五	二、八五八、二六三	五九・九
西部	三三	二、四四四、五三三	一、七九八、八五九	七三・六	四四七、七七五	三、一九三、六三四	六〇・〇	二、八九二、三〇八	一、九七六、七二二	六八・三
	三四	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	六六・七	四四七、七七五	三、〇〇〇、〇〇〇	三三・三	三、四四七、七七五	二、〇〇〇、〇〇〇	五八・三
	合計	五、四四四、五三三	三、七九八、八五九	六九・八	八九五、五五〇	六、九三三、六三四	五二・一	六、三三八、〇〇〇	三、九七六、七二二	六三・三

(2) 償還事務費は、至つて少く、業務遂行上支障をきたしているので、これが増額措置につき、主管当局の善処を望む。

なお、貸付償還業務は、現在母子相談員が担当し

ているが、これが事務に忙殺され本来の相談業務がおろそかとなる現状にして、特に本年度より違約金徴収事務も増加したので、これが事務補助職員を増員についても配慮を望む。

(3) 現在貸付金償還の方法は、年賦、半年賦、月賦の三本建となつてはいるが、年々事務量が増加することと、償還実績等を勘案し、なるべく月賦償還の方法を少くし、年賦、半年賦に切り替えることにより、貸付、償還事務量の軽減と、能率化をはかる要があると思料される。このことについては、既に実施に移されてはいるが、さらに、これを強力におし進め、事務の簡素化をはかるよう主管課並びに福祉事務所は考究善処されたい。

(4) 資金貸付時並びに事後における個人指導が経費等の制約により徹底を欠く点が見受けられるが、資金の有効使用、償還意欲の喚起にも関係するので、これらに要する経費の増額措置と計画執行に善処されたい。

(5) 各事務所を通じ、総じて市福祉事務所管下のものの償還成績が不良である。これは相関連性の極めて多い貸付、償還業務がそれぞれ市、県福祉事務所に分割されていることに起因しているものと思料されたい。

るが、市福祉事務所に対して緊密なる連絡をはかり、これが協力を要請するとともに主管課においても充分なる指導につとめ、償還成績の向上を期すべきである。

四 身体障害者措置状況について
身体障害者手帳所持状況は、次表のとおり逐年増加している。このほか潜在障害者が三割推定され、巡回相談等により適用対象者の発見につとめているが、さらに、公的援護にもれないよう保護の万全を期されたい。なお、補装具の交付修理等の申請に対しては、調査並びに交付の迅速化を図られたい。

身体障害者手帳所持状況表(三四、一二末現在)

所別	東部	中部	西部	計
肢体不自由	九一一	六六六	八三一	二、四〇八
視覚障害	二五四	二〇一	二八三	七三八
聴覚	三五七	一八二	二二一	七五〇
言語機能	一六	五	一五	三六

計	一、五三八一、〇五四一	三四〇三、九三二
前年との増減	一五九	六七〇
	一六一	三五〇

五 措置児童負担金適用状況については、各所とも努力しているが、収入認定の基礎資料とくに給与証明、諸税公課証明等裏付の不備あるいは不明確なもの、算定額と認定額と相違しているもの、日割計算のされてないもの、さらに、各市児童の収入認定依頼分の調査遅延等が見受けられるので認定事務の適正化について、いつそう努力すべきである。

なお、負担金の収入状況は、次表のとおり低調であるので、未收整理につとめられたい。

所別	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	備考
東部	三〇〇、二五二	一八三、三三三	一六、九一九	七九%	
中部	一一五、〇七〇	八、三三〇	三、三三三	七	
西部	二七、二〇六	二、二〇二	一、三九六	三	三、一〇末

負担金収納状況表 (三四、一二末現在)

六 活動及び需要費の予算配分額は、各種事業量と必ずしも均衡が保たれておらず、業務運営に少なからぬ支障をきたしている。特に、前述したとおり町村社会福祉協議会の育成指導に要する社会事業振興費、或は同和对策事業費、民生委員費等予算合達はなく、さらに、奨学金業務に必要な福祉事業費、青少年保護育成指導費等僅少なため、事業の積極的推進を阻害している。適切なる予算措置について関係当局は考究善処の要がある。

七 福祉生奨学金貸付事業について
(1) 貸付金償還状況は別表のとおりで、十二月末現在における償還率は僅か二二・一%の低率であるので、関係機関と緊密なる連絡のもとに、これが計画的回収にいつそうの努力を望む。

福祉生奨学金償還状況表 (十二月末現在)

事務所別	年度別	現年度			過年度			合計		
		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
東 部	三三三	五九、八三三	二〇、七六八	三三・一	一〇九、三三〇	二〇、七六四	一九・一	一八、一〇四	四、二六三	二三・〇
	三四三	一一、三三三	四、五三三	四〇・八	一〇、八〇〇	一、三二〇	一二・一	三三、〇三三	五、八八三	一七・六
中 部	三三三	二五、七〇〇	二、五三三	九・五	二五、一六六	一、〇〇〇	三・九	二六、一六六	二、〇三三	七・八
	三四三	二五、一五〇	九、六三三	三八・三	二五、〇〇〇	一、〇〇〇	三・九	二六、〇〇〇	二、〇三三	七・八
西 部	三三三	二二、一〇〇	八、六三三	三九・四	二二、〇〇〇	一、七六六	七・九	二三、七六六	二、八〇〇	一一・四
	三四三	五、〇〇〇	三、〇六〇	六〇・四	四、九〇〇	〇・七	〇・七	五、六〇〇	一、三三三	二三・五
合 計	三三三	一〇八、八三三	三三、〇〇〇	三〇・四	一〇七、〇〇〇	三、七六六	三・五	一一〇、七六六	三、七六六	三・五
	三四三	一七、九三三	七、八三三	四三・四	一七、〇〇〇	二、〇三三	一二・一	一九、〇三三	三、〇六六	一七・八

(2) 本来一元的に処理されるべき貸付、償還事務が、

県福祉事務所、学校と複雑化していることが前記償還率低率の一因と考えられ、これが事務の合理化につき主管当局の考究を望む。

(3) 償還の現状よりして借受者の本制度に対する認識の不足、償還意欲の欠如等がうかがわれ、これがP・Rの要が痛感されるとともに、貸付時の個人指導に

についても配慮し、業務の遂行に努められたい。

西部福祉事務所

監査委員 松 本 利 治

一 経理出納その他事務処理について次の点留意された

1 母子福祉資金償還に伴う違約金の徴収事務の早急

実施をはかること。

- 2 保護費の早期精算を図ること。
- 3 旅費支給につき検討すべきものがある。

中部福祉事務所

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 当所管内に育成及び更生医療機関の指定病院がないため、術後療法の給付を受ける対象者に負担をかけ、支障をきたしているのを、これが早急指定につき、当局の配意を望む。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意された

- 1 扶助費の変更決定が遅延しているものがある。

東部福祉事務所

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

同 井 上 善 一

一 当所は所長ほか二十八名(ほか母子相談員二名)で、このうちには二名の休職者があるほか、長期欠席中のものが二名あり、業務遂行に支障があるので、当局の善処を望む。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意された

- 1 生活保護費の精算が遅延している。
- 2 医療券の交付が遅延している。

給与事務所

今回昭和三十四年度にかかる各給与事務所の定期監査を執行したのであるが、その結果各所ともおおむね円滑に執行運営を図っているものと認めた。しかしながら毎回の監査で指摘要望しているとおり、義務教育並びに社会教育関係分室との連絡調整等教育出先機関の現在のあり方については充分検討すべきものがあり、第一線の機構の統合と、指導体制の確立について当局の考究善処を

要望する。また、職員の任用等発令事務は、逐次迅速化されつつあるが、とくに、臨時教職員の発令事務が遅れて、給与事務の円滑化を阻害しているものがある。

なお、給与事務は比較的機械的単一事務であるが、対象人員が多いためなかには認定事務等に複雑なケースもあり、かつ、前記任用発令事務の遅延等のため、各所とも事務処理にそごを生じ、相当件数の定額戻入、過年度返納等が見受けられる。とくに、東部給与事務所においては誤計算による定額戻入が多くあつたので、さらに職場内の研修を強化して、事務の習熟に努め学校指導にも配意して、適切な事務処理についていっそうの努力を望む。

次に各所別の主な事項は、次のとおりである。

中部給与事務所

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 戸田俊巳

一 学校の給与事務指導については、管内を六地区に分けて、ブロック別研究会を開催するほか、人事異動に伴う新規事務担当者に対しては実地に指導し、さらに本年度からは毎月定例会を設けて事務の連絡指導にあたる等給与事務の円滑化を図つていたことは結構である。

二 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認めしたが、所職員の通勤届確認簿を整備すること。

西部給与事務所

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 井上善一

一 給与事務の適正を期するため、本年度は特に個別指導に重点をおいて計画的に学校訪問し、学校事務調査とあわせて事務指導を行ない、監査時現在で百六校のうち九十校を終わり、残りは年度末までに実施する予定であつた。また、学校で使用する消耗品の協同印刷

のあつせんをしていたことは当を得た策であり、さらにいっそうの事務指導と援助を望む。

二 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認めしたが、定額戻入事務処理の遅れているものがあつた。

東部給与事務所

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 井上善一

一 学校事務指導については、従来の集団指導を個別指導に切り替え努力していたが、人的、予算的な制約もあつて計画どおり実施できず、管内二三校のうち、特に平素事務指導を必要と認められる四八校を選んで実施していたが、今後なおいっそう事務指導に努められたい。

二 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 給与事務処理に当たつてなおいっそう適切を期す

ること。

2 所職員の通勤届確認簿を整備すること。
3 時間外勤務命令に検討を要するものがあつた。

科学博物館

監査委員 松本利治
同 萩原治郎
同 井上善一

一 当館における資料の整備並びに、活動の状況は別表のとおりで、館内活動は指導研究が若干低下したが、入館者は前年に比しやや上昇を示している。また、館外活動は、回数減少の割に参加人員は増加していたが、前回の監査で指摘したとおり依然として東部地区に片寄つているので、普へん的活動になお創意工夫の要がある。

本年度は特にテレビ解説展、月世界展等県民科学知識の向上に資すべく配意し、活動に努力していたが、資料費予算は三十余万円で、その他運営経費も充分で

図 書 館

今般昭和三十四年度にかかる図書館の定期監査を執行したのであるが、その結果、各館とも運営に努力しているものと認めた。しかしながら、資料費予算に制約を受ける等諸事情で、活動実績は必ずしも伸張を見ず、館内奉仕は勿論、館外奉仕の運営、各種読書団体の育成指導、市町村その他関係機関との緊密な連携、による活動の強化等、今後なお検討努力を要するものがある。

各館運営上次の点考究善処されたい。

一 現在本館二のほか、五分館において運営しているが、倉吉分館を除く他の分館は図書館としての機能を果たすには充分とは認めがたく、これら小規模の分館を多く配置している現在のあり方については、検討の余地がある。気高分館、日野分館の実績にかんがみ、むしろブロックモビルを整備強化して、利用の普遍化、活発化を図るべきと考えられるので、当局の考究を望む。

なお最近日野分館が関係町の協力を得て町有自動車による移動図書館を開設し、貸出文庫の開拓に努力し

ていたことは適策であり、他の館においても市町村に対し協力方を積極的に呼びかけ、館外活動の強化につそうの努力を望む。

二 本年度図書資料費予算は二百三十余万円で、書籍単価は逐年高まつているのに、図書費の枠は近年ほとんど増額を見ていない。館内利用者数の状況を見ても近年ほぼ固定しており、また貸出文庫も伸張を見ず、特に、分館においては新刊書の絶対数が不足していることが利用度を向上せしめ得ない一因ともなっているの

で、図書費の増額について配慮の要がある。

三 蔵書の管理について各館とも努力しているが、本年度廃棄図書は手続中のものを含め七〇〇冊程度あり、このうち紛失したもの約三九〇冊で、毎年相当数が行方不明となつている実情につき、保管管理についてはなおいつそう遺漏ないようにされたい。

次に各館別の主な事項は、次のとおりである。

鳥取 図書館

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 当館における過去三ヶ年間の利用状況は、別表のとおりで貸出文庫は団体数において倉吉分館が減少して

いるほか、前年に比しおおむね伸張を示しているが、館内利用は各館とも年々減少している。これは主として学校図書館の充実によるものと思われるが、いづれにしても低調であり、図書館利用について工夫の要がある。

一 館内及び館外閲覧

区 分	館 内 閱 覧				館 外 閱 覧				計
	三二年	三三年	三四年	三二年	三三年	三四年	三二年	三三年	
本 館	七、八六六	六八、五六六	六八、四八八	一一、五七七	一一、四八〇	一一、三六一	八五、六五五	八二、一三三	八二、二九
倉 吉 分 館	四、六三三	四、八三三	三、四三三	一五、五〇三	一五、三三四	一六、二五三	六、一三七	五七、一六六	五〇、六四
八 頭 分 館	三、四六六	三、三三三	二、七三三	一六、三〇三	一五、三三〇	一五、七五三	五、九三〇	五、三三三	五、九三
気 高 分 館	一、五八八	一、三六〇	一、四〇三	四、四三三	四、四〇三	三、七四六	一、九八三	一、九〇三	一、七六
計	一五、八八八	一三六、〇〇〇	一四〇、〇三三	四四、六三三	四四、〇一四	三七、四六六	一六八、〇三三	一六〇、〇三三	一五七、六

二、貸出支庫

区 分	団 体 数				利 用 人 員				
	三二年	三三年	三四年	三二年	三三年	三四年	三二年	三三年	三四年
本 館	三	三	三	三	三	三	三	三	三
倉 吉 分 館	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八 頭 分 館	三	三	三	三	三	三	三	三	三
気 高 分 館	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	三	三	三	三	三	三	三	三	三

摘要

二 第二閲覧室は若干の机が新調されていたが、椅子その他についても、早期整備の要がある。

三 日野分館は本年一月から新しい試みとして関係町有自動車を無償で借受け、黒坂ほか四地区四十ヶ所を対象に移動図書館を開設し、館外活動強化に努力していたことは結構である。しかしながら公民館下部組織が不備等のため未開設の地区もあり、また開設地区においても借用自動車であるため計画運営が困難であること、地域が応範で行程に無理があり十分な読書指導ができないこと等今後研究改善を要する点も見受けられたので、さらに町の積極的援助を要請し、公民館その他関係機関とも緊密な連携をとり、これが強力な推進を図るよう格別の努力を望む。

四 境港分館は本年度まで県職員一名のほか境港市出向職員一名および市が財源援助していた図書館協会職員一名計三名で、運営にあたり貸出文庫については職員が対象団体まで持ち込む等奉仕に努めていたが三十五年度から県職員一名増員をみたものの、市出向並びに

協会職員は市の財政事情のためいずれも引き揚げる見込みで実質的には一名の減となり、今後の運営に制約を受ける結果となった。近い将来市街地進出の見透しもあるので人容の強化について、当局の考究善処を望む。

五 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認めしたが、時間外勤務命令に検討を要するものがあつた。

教育 研究所

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 当所主要業務である教育調査研究については、本年度全国協同調査研究として道徳教育の基礎的研究、勤労青少年の生活意識の研究を実施するほか所独自の精神薄弱児の実態調査研究、へき地教育の問題点の調査研究等数項目のテーマにより実施していたが、研究費予算及び人手不足の制約により万全を期したが、実状にあるので、さらに適切な予算措置並びに、人員配置

につき善処の要がある。

二 教職員の研修については、本年度三十万円の増額を見て小学校関係一六〇名、中学校関係五八名、高等学校関係三二名、教委関係二七名、計二七七名を対象に鳥取、米子両市で定時研修を実施し、相当の成果をあげていたことは結構である。

このほか第十一回普通研修及び研究発表会を実施しているが、研修結果の報告書刊行費は、研修者自らの負担であつて、部数も極めて少いのでこれに対し或る程度の県費負担を考慮し、県下全校に配付してこれが現場教育への普及活用に資し得るよう格別の配慮を望む。

三 当施設は毎回の監査で指摘しているとおりで、狭あい、かつ、不十分な面が多く、特に本年度は教職員研修の会場確保に苦慮していた。研修室、図書室、教科書センター教育相談室等、所全般の施設設備の整備につき、重ねて要望する。

なお、近時科学技術教育振興の面から科学教育セン

ターの設置について当局の考慮を望む。

四 経理出納、その他事務処理はおおむね適切と認めしたが、時間外勤務命令に検討を要するものがあつた。

職業 訓練 所

今回昭和三十四年度にかかる鳥取、倉吉、米子三訓練所の定期監査を実施したのであるが、その結果は次のとおりである。

共通的事項

一 職業訓練指導員の配置状況は別表のとおりで、基準定員に対し四名不足しており指導訓練上支障をきたしている。これが陣容の充実強化につき善処の要が認められる。特に倉吉職業訓練所の木工科は建具、家具、建築の三科に分科して運営されているので、補助員の配置につき特別な配慮の要がある。

なお、指導職員の研修を強化し資質向上を図り指導の徹底に努められたい。

訓練所	訓練職種	原材料費	生産収入	転入率	備考	全国比率
鳥取	機械工 自動車整備工 木工 洋服工 計	一五、四二 一六、三三 四七、六〇 四四、〇〇 一、一五、六四	三九、四三 二〇、五七 六六、五〇 四四、五八 一、四〇、〇〇	三三・五% 一三・六% 三九・八% 一四・七% 一四・〇%	生産収入は決算調定見込	七〇・四七 六八・二六 九・五四
米子	木工 建築大工 自動車整備工 洋裁工 計	四三、二五 三三、〇六 一九、四四 三、三五 八六、七六	四三、八五〇 三九、〇四〇 二六、七三 四、五七〇 六六、三三三	一四・五% 一三・三% 一〇・六% 一三・〇% 一七・〇%	二月末現在 決算見込による 生産収入額に転入分(二七九、六九五円)を含む	八七・七七 八三・二七
倉吉	建築大工 家具工 内燃機関係整備 小工 計	一七、四九 二四、八三 三三、〇六 一八、六五 八四、九七	二四、六〇 三三、〇五〇 三六、四四 三〇、三三 一、二六、〇〇	一四・五% 一三・三% 一〇・六% 一三・〇% 一七・〇%		六・六三

四、各訓練所中退者の状況は、次表のとおりで、本年度は二一・六%にも及んでいるが、これが退所防止につき適切な指導に努めるとともに、一面中卒者に対する求人がさかんで、三五年度入所者は監査当時定員を

下廻っていたので、生徒募集を早期に実施し定員の確保を図るとともに場合によっては、転職者に対する短期訓練を考慮する等施設の効率的運営につき善処されたい。

中退者の状況

訓練所別	年度別			
	三十二年度	三十三年度	三十四年度	退所率
倉吉	入所者 三三	入所者 三九	入所者 三三	退所率 三・六
米子	入所者 三三	入所者 二〇	入所者 三〇	退所率 一七・三
計	入所者 六六	入所者 五九	入所者 六三	退所率 一七・三

- 各所とも製品引継ぎに調定が遅延している。
 - 物品製作依頼並びに買受書は事前提出を励行すること。
 - 工作指定書作成に時期を失するものがあつたので、原材料払出とも関連し依頼のつど、実施し実習体制を確立すること。
- 五、經理出納その他事務処理について次の点留意された。

米子職業訓練所

監査委員 本 利 治
一 本年四月一日より開所する機械工科については、速に施設整備につとめ体制の確立につとめられたい。

鳥取職業訓練所

監査委員 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 当所は労働福祉事業団鳥取総合職業訓練所設置に伴い、本年三月三十一日をもって廃止されることになつていた。廃止に伴い機械器具その他の諸引継事務は本課と連絡の上順調に準備が進められていた。

倉吉職業訓練所

監査委員 本 利 治
同 萩 原 治 郎
一 応用実習により実施した施設は、至急事務処理の上

00198

中小企業退職金共済制度加入状況表

(三五、四、一〇現在)

所別	区分		加入人員	掛金月額	一人当 月額
	加入事業	所			
鳥取	一八	二四	一〇、七〇〇	四三	四三
倉吉	一六	二二	五、九〇〇	四三	四三
米子	九	一七	五、六〇〇	三六	三六
計	四三	六三	二一、二〇〇	四三	四三
全 国			一〇、七九〇	四三、九七五、一〇〇	四三

三 中小企業のうち製造業（従業員三〇人以上）を対象に労務管理の改善策として、昨年に引続き態度測定を実施（新測定一一再測定七）しており、好評を得ておることは結構である。

さらに、これが P・R に努め実施事業所の拡大を図り、労務管理の改善指導にいつその努力を望む。

四 労働行政の適正執行には容易でないものがあるので、指導力説得力に富んだ人材を配置することが肝要であるとともに、職員の研修及び充分な活動のための予算

00197

財産の明確化を期されたい。
二 支出科目の適正でないものがあつた。

労 政 事 務 所

今回昭和三十四年度にかかる鳥取、倉吉、米子三労政事務所の定期監査を実施したのであるが、その結果は次のとおりである。

労働協約締結状況表

所別	区分		労仍組合数	組合員数	協約締結 組合数	締結率	適用組合員数	適用率	備 考
	鳥取	倉吉							
鳥取	六	七	七、九三三	四、六三三	五	六三・六%	五、九九九	五五・〇%	三五年三月末
倉吉	六	三	三、七三三	四、六三三	三	五八・八%	三、八〇〇	六〇・八%	三五年二月末
米子	三	四	四、六三三	三、九〇〇	三	五九・九%	三、〇〇六	六四・九%	三五年一月末

二 中小企業退職金共済制度の啓蒙普及に当たっては、各所とも百名以下の事業所を対象に、制度の趣旨普及のため地区別説明会並びに個別指導を行ない、加入促進につとめた結果加入状況は次表のとおりであるが、

さらに、使用者側の理解に努めまた金融機関等の協力を得加入推進に努力されたい。

共通的事項

一 県内における最近までの労働協約の締結状況は、次表のとおりであるが、さらに、未締結組合に対しては労使双方の話し合いの場をあっせんし、中立的立場に立つて穩健妥当な労働協約締結の指導につとめられたい。

配当にも留意を望む。

米子労政事務所

監査委員 松 本 利 治

共通事項参照

倉吉労政事務所

監査委員 松 本 利 治

共通事項参照

鳥取労政事務所

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 当所事務所の適地移転については再三指摘している

ところであるが、いまだ実現をみず現在県消防協会一階のもと自衛隊連絡部事務所あとを借用しているが、

労働行政の執行上場所的に立地条件が悪く、また建物は老朽化し、通風採光等衛生的にも良好と認め難いので、関係当局の善処を望む。

鳥取県監査公告第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる各高等学校の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年七月二十日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一
同	戸田俊巳
監査箇所	執行年月日
東伯実業高等学校	昭和三十五年一月九日
倉吉西高等学校	同 二十日
倉吉東高等学校	同 二十一日

由良育英高等学校	同	二月九日
米子西高等学校	同	二十三日
米子東高等学校	同	二十四日
根雨高等学校	同	三月二日
日野実業高等学校	同	
青谷高等学校	同	四月十八日
八頭高等学校	同	二十五日
鳥取商業高等学校	同	二十八日

東伯実業高等学校

監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一 本年度六十万円で八橋校舎の作業室兼農具舎を新築し、設備についても産振法及び定振法の助成を得て八橋校舎の家庭科備品、両校舎の理科備品を充実したほか、校長室、事務室備品の整備を図っていた。しかし、体育館の設置、赤碓校舎の校庭拡張、理科室不足と同準備室、八橋校舎の理科室同準備室、女子便所の整備

等、懸案事項が多く残されているので、逐次実現に努力されたい。

なお、八橋校舎の一部町有建物は老朽危険でもあるので、地元当局と折衝して、早期に善処されたい。

二 両校舎の統合については毎回の監査で指摘要望しているとおりで、校舎の位置地域的な問題で容易ならざる面もうかがわれるが、効率的な学校運営、教育効果等あらゆる観点からして早急に踏み切るべきであると考えられるので、これが早期実現方を関係当局に重ねて要望する。

三 本校は音楽及び図画を担当する教員が配置されず、教育に支障を生じていたので、当局の善処を望む。
四 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認めながら、授業料の早期徴収整理にいつそう努力されたい。

倉吉西高等学校

監査委員	松本利治
同	荻原治郎

一 本校は普通科七九〇名、家庭科一五九名、計九四九名をよする県下で唯一つの女子生徒のみの県立高校であるが、被服及び調理室用準備室がなく、家庭科設備が不充分で、また音楽室は普通教室をあてており、教育に不便を生じているので、これら諸施設の早期整備を望む。

なお、体育館及び便所(十四坪)は老朽危険建物で、特に体育館は狭あいでもあるので、運動場確保の面からも移転改築の要がある。

二 理科関係設備の充実については、昭和三十年度に理振法の適用を受けて二十万円で充実したが、その後適用を受けず、毎年相当額をP・T・A等団体経費に依存している実情である。充実率は現在文部省基準に対し二八%程度であるが実質はこれを下廻り、教育に支障を生じているので、これが充実につき当局の配慮を望む。

三 本校家庭科課程の増設検討方については前回も要望したのであるが、普通、家庭科課程生徒数の不均衡は

教育上面白くない面もうかがわれるので、それ等の点を解消すべく当局の考究を重ねて要望する。
四 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認められた。

倉吉東高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本年度県費三百五十八万余円で玄関、校長室、教務室、応接室を増築したほか、三十八万円で第一体育館及び第一工場に通ずる渡廊下を新設、その他P・T・A等団体経費で東便所の改築、下足置場の増築、売店の改造、校内電話の改善、自転車置場の増築等を実施し、また、設備についても理科及び商業実践室備品を整備する等、施設設備の充実に努力していた。しかしながら、なお図画室、音楽室、書道室、社会科室等、特別教室が不足し、その他第三校舎の修繕、第二機械工場及び西便所の新築にも迫られているので、これら諸施設についても整備を望む。

二 用務員の不足については前回の監査で指摘したとおりで、増員につき当局の善処を望む。
三 経理出納その他事務処理についてはおおむね適切に処理されていたが、工事の設計及び事務手続等についていつそう慎重を期すべきである。

由良育英高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 本校の施設設備は概ね整備充実され、前年度に引き続いて学力の充実に重点をおいて学校運営に努力していた。本年度三十万円で水道施設を完備したが、洗濯、洗色室が不足しているため、早期整備を望む。また、特別教室附近の環境の美化についても配慮の要がある。なお、防火水槽は二ヶ所とも漏水していたので補修されたい。

二 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認められたが、

米子西高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

授業料徴収事務はいつそう適正を期すること。

一 本年度P・T・A特別施設充実費九十余万円を投じてシャワー室、自転車置場を設置したほか、教室照明設備、その他教材教具、一般備品等内容設備の充実に重点をおいて整備に努力していた。

校舎施設については前回の監査で指摘したとおりで

生徒は増加したものの校舎は増築を見ず教室が不足し、特別教室を普通教室にあてており、また調理室、被服室、図書室も不足し、一面本館、理科室、教員室及び体育館はいずれも老朽危険建物であるのでこれが改築によつて前記あい路を解消しあわせて運動場の拡張を図るよう当局の考究善処を望む。

二 本校の理科設備は旧式のものが多く利用価値が小さい。本年度理振法の適用を受け二十万円で充実に図る

計画であつたが、学校扱い分が監査当時導入されていなかったため、これらは早期に購入して活用を図るべきである。

三 経理出納その他事務処理はおおむね適切と認められたが、修繕工事にあつては相見積を徴しないものがあった。

米子東高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本校は全日制普通科と定時制及び通信教育部を併設しておりおおむね円滑に運営しているものと認められたが、定時制夜間部、通信教育部は教職員人客、施設、経費等に制約を受けて運営に困難の面が認められた。

二 講堂(体育館兼用)の改築及び音楽室、夜間商業科のためのタイプ室、商業実践室の新設については早期に整備を期されたい。

三 用務員の増員については夜間課程及び通信教育部も

あつて不足を生じているので、これが増員につき当局の考慮を望む。

四 本校通信教育部は受講生二一三名を有し、米子南高校、東伯及び日野実業高校を協力校として運営に努力しているが、実施に当つて困難の面があり特に入学手續の取扱い、受講料の徴収、特殊勤務手当、需要費、協力校に対する経費の増額等種々検討善処すべき問題がある。

- 五 経理出納その他事務処理について次の点留意された。
- 1 生徒の編入学事務処理に検討を要するものがあつた。
 - 2 授業料の早期徴収整理に努力すること。

根雨高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 本校は元女学校であつたため施設設備に不十分な面が多い。本年度具費三十三万円でテニスコート及びバレーコートを整備したほか、P・T・A等の援助で水道施設、バックネット、庭球器具庫等を整備していたが音楽室、西便所も早期改築の要がある。また、三十五年度から家庭科が設置されたが、家庭科特に、被服室は旧態のままであるので、これが整備充実に特に努力されたい。

二 寄宿舎の維持管理について本年度三万余円を浴室及び洗面所を改善していたが、早期に屋根の葺替えを実施されたい。

- 三 経理出納その他事務処理について次の点留意された。
- 1 授業料徴収事務の厳正を期すること。
 - 2 生徒の再入学等の事務処理はいつそう適切を期すること。
 - 3 現金出納簿は厳格に記帳整理すること。
 - 4 宿日直命令はいつそう適正を期すること。

5 備品台帳の整理は適確にすること。

日野実業高等学校

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 井 上 善 一

一 本校は独立後二年次を迎え地域社会とも緊密な連係をとり、地域の実態に即した教育に重点をおいて、学校運営に努力していた。しかしながら小規模な四校舎に分散していて各校舎とも施設設備、教職員構成等不十分である。現在のあり方については大いに検討を要すべきものがある。江府校舎と溝口校舎及び伯南校舎と高宮校舎は、すみやかにこれを統合し効率的な運営により、教育の充実にこれを統合し効率的な運営にるので当局の考究善処を望む。

二 施設整備について、本年度高宮校舎に四十七万円で収納舎(加工室附属)を建築するほか、伯南校舎においても地元町の援助で校庭の拡張及び実習地を確保し、

また設備についても産振法、定振法及び地元の援助により充実に努力していたが、本校には講堂兼体育館がなく諸行事ならびに体育の練成に支障を生じているので早期に整備の要がある。

なお、江府校舎には実習地がなく溝口校舎とともにホームプロジェクトを計画しているが、定時制教育の特殊性から巡回指導のための機動力(オートバイ)の整備が緊要と認められた。また、江府校舎の二重釜、溝口校舎の電気乾燥機、伯南校舎のボイラーはいずれも遊休の状態にあるので、他施設え転換措置を講ずる等これが活用を検討されたい。

三 本校在籍生徒の状況は次表のとおりで、定員四百四十名に対し昭和三十四年四月三百四名、昭和三十五年四月三百二十名で各校舎とも定員を相当数下廻っている。伯南及び高宮校舎は入学志望者は少ないが入学後の動きはあまり見られない。江府及び溝口校舎は入学志望者は比較的多いが、とくに溝口校舎は短期履修を希望するものもあつて、退学者が多く進学するに随つ

て生徒数は減少を示している。もつとも本年度中における退学者は全校舎をあわせて九名で、前年度の三十七名に比較すると著しく少ないが、いずれにしても新

入生の確保と中途退学防止については格別な努力の要がある。

在籍生徒数調

校舎 年別	課程		学年別生徒数		生徒定員	定員に対する 率
	一年	二年	三年	四年		
江尾	三三〇	二二七	二二八	二二六	二二〇	八二%
溝口	二二五	二二七	二二七	二二六	二二〇	七八%
伯南	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	五七%
合計	七七〇	七七〇	七七〇	七七〇	七七〇	

四 經理出納その他事務処理について次の点注意された

- 1 生徒の再入学に伴う収入事務処理に検討を要するものがあつた。
- 2 授業料徴収事務の適正を期するとともに早期徴収整理に努力すること。

青谷高等学校

一 本校は県下高等学校のうちでも小規模校で校歴も浅

同 荻原善一
同 井上善一
同 荻原善一
同 井上善一
同 荻原善一
同 井上善一

監査委員 松本利治
同 荻原善一
同 井上善一

合計	高宮		合計	
	三五	三四	三五	三四
農業家庭業	二二五	二二〇	二二五	二二〇
農村家庭業	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
計	四四五	四四〇	四四五	四四〇
農業家庭業	二二五	二二〇	二二五	二二〇
農村家庭業	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
計	四四五	四四〇	四四五	四四〇
農業家庭業	二二五	二二〇	二二五	二二〇
農村家庭業	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
計	四四五	四四〇	四四五	四四〇
農業家庭業	二二五	二二〇	二二五	二二〇
農村家庭業	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
計	四四五	四四〇	四四五	四四〇

く、施設設備ともに不十分な点が多かったが、学校の努力と地元の熱意によつて年々整備充実を見つつあることはその労を多とする。

本年度水道施設及び後援会の援助でシャワー室を整備したほか、設備についても理振法の適用、P・T・A設備費で相当充実を図つていたが、第一校舎は老朽危険建物でこれが改築は焦眉の急を要するものがあり、幸い昭和三十五年改築の明るい見通しで地元負担金の確保にも努力中であつた。これが早期実現につき当局の配意を望む。

なお、校門附近用地も地元町の援助で確保する運びとなつていた。

二 学校敷地のうち未解決となつていた十四件の移転登記は、本年度八件を完了していたが残りの六件についても関係町の協力を得て早期解決にいつそう努力されたい。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 生徒の転退学等の事務処理については、担任教諭の意見を附して整理すること。
 - 2 授業料の調定及び徴収にあつては慎重を期すべきものがあり、また手持保管の長いものがあつた。
 - 3 工事事務手続はいつそう適正を期すること。
- 八頭高等学校
- 監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 井上善一
- 一 老朽危険校舎改築第二期工事として、前年度に引き続いて工費千百万円で鉄筋三階建六教室と昇降口を完成したほか、P・T・A経費三十余万円で寄宿舎用地二百八十坪を買収し、町村会の援助で寄宿舎の移築を実施する等教育環境の整備充実に努力していた。しかしながら、体育館は狭あいかつ不備で改築に迫られており、また家庭科洗色洗濯室の新設、便所の増築、渡廊下の模様替等が残されているのでこれらについても当

局の配意を望む。

なお、現存建物等の保安全管理についてもいつそう配意されたい。

二 本校校地のうち従来から経緯不明のまま放置されていた同窓会及び報国団の土地三千百八十五坪については、郡町村会、同窓会等関係団体の意向を調整して県に寄附を決定し、昭和三十四年二月及び六月に採納額の手続を完了していた。

三 若桜分校は地元の援助によつて年々整備充実を見つゝあり、本年度も二十二万円の協力を得たほか定通法により二十万円の助成を受け内容の充実に努力しているが、在籍生徒の状況は次表のとおりで昭和三十四年

若桜分校在籍生徒数調

(高校教育課の資料による)

年 別	性 別	学 年 別				計	定 員	定員に対する 現員の率
		一 年	二 年	三 年	四 年			
三四、四、七現在	男 女	三〇 一一	一一 一一	一一 一一	一一 一一	七〇 二四	一一〇	%
	計	四一	二二	二二	二五	九四	二〇〇	七八

度は四十一名入学許可したが、二学年進学時には二十五名で十名は本校(六名)及び他校(四名)に転出、六名は退学し、また昭和三十五年度の入学状況を見ても第一志望者三名第二志望者五十六名計五十九名入学許可したが、入学者は僅かに十五名で他は私立高等学校等に転校している。しかも現在の一年生で当分校にとどまる意志の者は僅か四名で、他は全部二年進学時本校転学を希望している実情で生徒確保に困難の面がうかがわれる。完全教育と効率的運営のため本校に吸収することが適当と考えられるので当局の検討善処を望む。

三五、四、七現在	計	女	男
	一八	二二	一六
	二五	六	一九
	一〇	一〇	
	一五	四	一一
	六八	一二	五六
	一三〇		
			五六

四、経理出納その他事務処理は概ね適切と認められたが、生徒の編入学に伴う収入事務処理に検討を要するものがあつた。

鳥取商業高等学校

監査委員 松本利治
同 荻原治郎
同 井上善一

一 本校は昭和三十五年四月から全生徒五百二十一名を新築中の湖山校舎に収容し施設設備の不備等種種困難を克服し学校運営に努力していた。本年度は校舎建設二年次を迎え前年度に引続いて千四百八十九万円、鉄筋三階建(管理部門四、特別教室四、準備室一)の建築に着手、監査時現在工事中であつた。
昭和三十五年度には体育館の建築が予定されており、

さらに特別教室及び倉庫の新設、運動場の整備、校庭の土入れ等緊急施工の必要に迫られているので、地元財源の確保についても配意し整備計画の円滑な推進につき格別の努力を望む。

二 防火対策については本年度防火水槽一ヶ所を設置する計画で監査当時工事中であつたが、なお、不十分であるので増設につき当局の考慮を望む。

三 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 現金出納簿の記帳はいつそう厳格にすること。
- 2 通勤届確認簿の整理をすること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市粟谷町
[定価 一部月極二〇円(郵送料共)] 所 県